

# 拝啓 松川町長 深津 徹 殿

平成30年2月21日  
まつかわ太陽の会  
代表 竹村工業(株) 竹村 幸宏

## 1.公開での説明会の要求

平成30年1月25日付信濃毎日新聞の「松川町が新たな土地評価案 太陽光発電巡る税制優遇で」という記事で「深津町長はこの日、『公平感を欠く形となり(住民にご心労、ご迷惑をかけた』と述べた。また、既設の土地も適応対象となる」と書かれていました。

貴殿は平成30年1月24日議会全員協議会で「今回平成25年からこうした形で続いてきたわけでありすけれど、その時点で担当課は県に問い合わせをし、近隣の土地にあった形で良いですよという形でできておりました。しかしながら、①監査の方からも不適正ではないかという指摘を受けて今回こういう形になってきたわけでありす。②県の方にも担当課がいろいろと何回となく話を聞く中でやはり住民の皆様への公平感に対しても問題があるということでごさいます。そうした意味で当初はスタートした時点では皆さんにもお話をし、そうした形で進んできたわけでありすけれども、③公平感を欠く形になってきたという事で④大変に皆さんにご心労とご迷惑をおかけしているというふうに思っております。」と発言し、それが上記の信毎の記事になったのです。

貴殿は平成24年8月、再生可能エネルギーを推進するという方針を立て、「再生可能エネルギー発電設備の設置された土地評価について、雑種地として周辺の土地の地目に応じた評価を行う。適応 平成25年度課税分から」と決め、町内だけではなく、平成25年3月には長野朝日放送の番組で「松川町は土地評価を優遇、再生可能エネルギー事業を促進している」と県民に向けても告知しています。

私達は町のこの決定により事業を開始したのであり、この決定は町と事業者、及び事業用地提供者との契約です。この契約には見直し条項は入っていません。

明らかに、今回の既設の土地の見直しは契約違反です。  
この契約違反の責任は全て町に有り、町長である貴殿にあるのは明白です。私達事業者と事業用地提供者は町による契約違反の被害者です。このような契約違反をしたにもかかわらず、この契約違反について私達には全く説明がありません。

深津町長に要求します。公開の場(町民体育館のトレーニングルーム)でチャンネルユーを入れての説明会を求めます。

## 2.貴殿が契約違反の見直し理由にあげている上記①、②、③、④に対する反論。

### ①監査の方からも不適正ではないかという指摘について

『第3 審査の総括意見2.(2)地上設置型の太陽光発電施設設置については、農地からの転用が行われた場合など雑種地評価とされ、構造物等が設置される場合は現況に則した課税が原則です。当町では農地並みの課税とされ差額が実質的に減免されていますが、本来

24年の決定は違法ではないし、変更をしろとも言っていない。また、町民に対して公平を欠くとも言っていない。ただ、一般的な雑種地の評価方法についての話もした」ということでした。

このことは、平成29年12月15日、役場で貴殿には説明したはずですが、この説明後の平成30年1月24日議会全員協議会で貴殿の「県に何度も・・・」との発言があったので、再度、県の担当者に電話で確認したところ、「平成29年12月1日以降、松川町からこのことについて問い合わせはなく、こちらの見解も変わっていない。」という返事でした。

1で求める説明会に県に何回も話を聞いた町の担当者の同席を求めます。

### ③公平感を欠く形になってきたについて

平成24年から現在まで松川町では町内外の誰(個人・法人)が太陽光発電を何処で行っても事業用地は同じ評価基準で行われているはずですが、

貴殿の「公平感を欠く形になってきた」という発言は全く理解できません。具体的な説明を求めます。

### ④大変に皆さん(住民)にご心労とご迷惑をおかけしているについて

歴代の環境水道課長の話によると、できあがって稼働した太陽光発電所についての苦情はないという話ですが住民のご心労とご迷惑とは一体何を指すのでしょうか。貴殿の発言は太陽光発電を推進した為住民の皆さんに迷惑をかけた、すなわち、太陽光発電が住民に迷惑をかけているということになります。具体的に、太陽光発電が住民にどのような迷惑をかけたのか、また、問題があるのなら貴殿は私たち事業者に一度でも事実を示して注意、指導したことがあるのか。全くないではないか。

それどころか、平成29年3月17日、貴殿は「町が推進し太陽光発電が稼働して5年が過ぎる。良いこと悪いことすべてを検証し公表する」と私たちに約束したはずですが。その時から1年が経とうとしていますが、貴殿は全く約束を果たしていません。

貴殿が迷惑をかけて謝罪をしなければならない相手は貴殿の平成24年8月の再生可能エネルギーを推進するという方針を真に受けて、太陽光発電事業用地を提供している地権者と事業者ではないでしょうか。(ただし、どのような謝罪をしても、契約違反の責任を逃れられるものではない。)

## 3.貴殿は平成29年12月15日の会議で、平成29年3月17日の「方針は変えない。絶対に土地の見直しはしない」との自らの発言を急変させた理由について、松川町の緑を守る会の陳情の重大性によるものと私達に説明していることについての反論。

当該会の陳情に添付された1765名の署名には固定資産税のことは全く記載されておらず、町に陳情するとも書いていないし、代表者の氏名も連絡先も入っていない。署名者には町外、県外、同じ名前どころかトリプル、故人の名前も入っていることはご存じだと思います。

また、松川町の緑を守る会会長の北原紀子氏は昨年10月の議会と語る会で町の工業団地予定地の自分の農地について「売れると嬉しい。是非進めてほしい。」とおっしゃっています。

当該会の創立メンバーであり、支援をしている松井議会運営委員長は、昨年12月の議会で

固定資産税の減免は条例に基づき納税者の申請が必要です。(地方税法第367条)町税は町民共有の債権であり、公平、公正な課税が求められますので、適正な税務執行に努めて下さい。』この記載は町監査委員(佐々木光男氏・島田弘美氏)平成29年8月25日付松川町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書全てです。

この意見書は現在の土地評価が地方税法第367条の減免だとして、「不適切だ」と言っているのです。しかし、この指摘は全般的な外れの指摘です。

私は平成29年11月7日に監査委員宛に次のように質問状を提出しています。『平成24年に町は、松川町において再生可能エネルギー設備の導入を促進し、地球温暖化防止を図るため支援を行うとして、「再生可能エネルギー発電設備の設置された土地評価について、雑種地として周辺の土地の地目に応じた評価を行う。」とし、それを実行しています。

この支援策は、明らかに工場誘致や災害時の減免に関する地方税法第367条ではなく、地方税法第6条の2項である「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」の事案ではないでしょうか。

そもそも、地方税法第367条はあくまでも減免の規定です。減免とは本来の税:Aがあり、特別な事情で減免:Bを行い、納税額:Cが決定するのでしょうか。

平成24年には、太陽光発電用地の雑種地の評価:Aは決まっておらず、町は、松川町において再生可能エネルギー設備の導入を促進し、地球温暖化防止を図るため支援を行うとして、「再生可能エネルギー発電設備の設置された土地評価について、雑種地として周辺の土地の地目に応じた評価を行う。」という決定でAを決めたのではないのでしょうか。このAの決定がない時点での平成24年の当該決定が地方税法第367条の対象である筈もなく、「再生可能エネルギー発電設備の設置された土地評価について、雑種地として周辺の土地の地目に応じた評価を行う。」がAだとするならば、今現在もこの評価Aで土地所有者は納税しているので何の減免も受けておらず、地方税法第367条の対象ではないと思われませんかでしょうか。』

しかし、監査委員からの回答は「監査の当事者でない者には答える義務はない」というものでした。

私達は平成29年12月1日、長野県庁の企画振興部市町村課税制係を訪れ、同様の質問をしたところ、監査委員の意見書にある地方税法367条の適用的外れという見解でした。

このことは、平成29年12月15日、役場で貴殿には説明したはずですが。

1で求める説明会に貴殿の契約違反を指導した監査委員の同席を求めます。  
②県の方にも担当課がいろいろと何回となく話を聞く中でやはり住民の皆様への公平感に対しても問題があるについて

私達は平成29年12月1日、長野県庁の企画振興部市町村課税制係を訪れ、町長は議会で太陽光発電用地評価方法を見直す理由に「県から、違法だから変更するようにとの指導があった。」と言っていることについて説明を求めたところ、「再生可能エネルギー発電設備の設置された土地評価について、雑種地として周辺の土地の地目に応じた評価を行う、という平成

太陽光発電を規制する根拠として「松川町は自然しか売れるものがない」などという暴言をはいしています。また、この会は「果物の町」を理由に規制を要求していますが、松川町民1万3千人が自然と果物だけで生きていけるのか。全くの暴論です。このような主張は決して農家の経営を守ることにはならず、また、多くの農家は他の人の生き方を許容しているはずですが。

また、この会の創立メンバーである副会長の森谷弘子氏(森谷議長の配偶者)は議員と語る会で私の発言中に司会者である松井議会運営委員長と連携して発言を妨害しました。この事は議会へ検証の要求をしていますが未だに回答はありません。

1で求める説明会に貴殿の契約違反に影響を及ぼした当該会の正副会長および森谷議長・松井議会運営委員長の同席を希望します。

## 私達はどのような障害があっても、貴殿がいくら規制をかけても、売電価格が何円になっても、松川町の電力供給が100%再生可能エネルギーになるまで太陽光発電施設を作り続けます。

現在、松川町の総消費電力は約9,500万kWh位です。生田の水力発電の発電量は約4,950万kWh(過去10年間の平均)でその約52%です。太陽光発電による電力は今年中に総消費電力の25%である2,375万kWhを超えるでしょう。

この25%は見栄とポーズだけで再生可能エネルギー推進の深津町長の方針を真に受け私達が頑張った再生可能エネルギーです。しかし、これから先の分は再生可能エネルギー反対の貴殿(深津町長)とそれを黙認した議会などの障害を乗り越えて出来る再生可能エネルギーです。必ず、再生可能エネルギー100%の松川町になるでしょう。

その時、この1年間、虚偽の情報で太陽光発電と太陽光発電事業者と事業用地提供者を貶め、足を引っ張った議員とそれを傍観した議員と、今回の契約違反の一番の責任者である貴殿は、間違っても「再生可能エネルギーを推進していた」などと言わないようにして下さい。

敬具

※今回の契約違反(土地評価見直し)で困っている太陽光発電事業者および事業用地を提供している方々へ

土地評価の見直しは固定資産税だけではなく相続税にも影響してきます。むしろこのことの方が大きな問題になります。

私達、まつかわ太陽の会は、この町の契約違反である土地評価の見直しに法的に対抗するため集団訴訟をする準備を開始しております。もし、このことでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

また、私達は平成24年以來の深津町長の「推進」から現在の「見直し(契約違反)」への変節について多数の情報を持っておりますので、必要な方はご連絡ください。

連絡先:まつかわ太陽の会 事務局 竹村工業株式会社 代表 竹村 幸宏

電話番号:0265-36-6213

E-mail:info@matsukawataiyo.org

# 松川町の太陽光発電

太陽光発電も農業も太陽の恵みです。私たち、まつかわ太陽の会は、太陽の恵みで様々な業種を結びつけ、融合させることで、**まつかわの新しい価値**を生み出そうと考えています。

## 松川町の電力状況

●総消費電力量に占める太陽光発電量

項目	平成27年度 (kWh)	100%	平成30年度 (kWh)	100%
総消費電力量	95,630,000	100%	95,000,000	100%
生田水力発電量	49,559,000	51.8%	49,559,000	52.2%
太陽光発電量	14,561,000	15.2%	23,850,000	25.1%
再生可能エネルギー割合	67.0%		77.3%	

※生田水力発電量は過去10年の平均値 平成30年度は推定値

## 近隣市町村の太陽光発電

●太陽光発電出力 (20kW 以上規模の集計)

市町村名	モジュール出力 (kW)	松川町との比較	税収 (万円)
松川町	18,561.8	100.0%	4,900
豊丘村	1,785.1	9.6%	471
高森町	8,136.9	43.8%	2,148
飯島町	12,249.0	66.0%	3,234
中川村	5,110.2	27.5%	1,349
飯田市	41,840.6	225.4%	11,045

※モジュール出力は 経済産業省「平成30年1月発表資料」による  
※税収はモジュール出力から計算した推定値

私達はどのような障害があっても、売電価格が何円になっても、松川町の電力供給が100%再生可能エネルギーになるまで太陽光発電施設を作り続けます。

## 松川町の土地に太陽光発電が占める割合

●総面積に対する割合

松川町の総面積	7,279ヘクタール (ha)
太陽光発電施設の面積	23ヘクタール (ha)
太陽光発電施設の割合	0.32%

※施設の面積は、上記モジュール出力からの推定値

●固定資産税対象の土地に対する割合

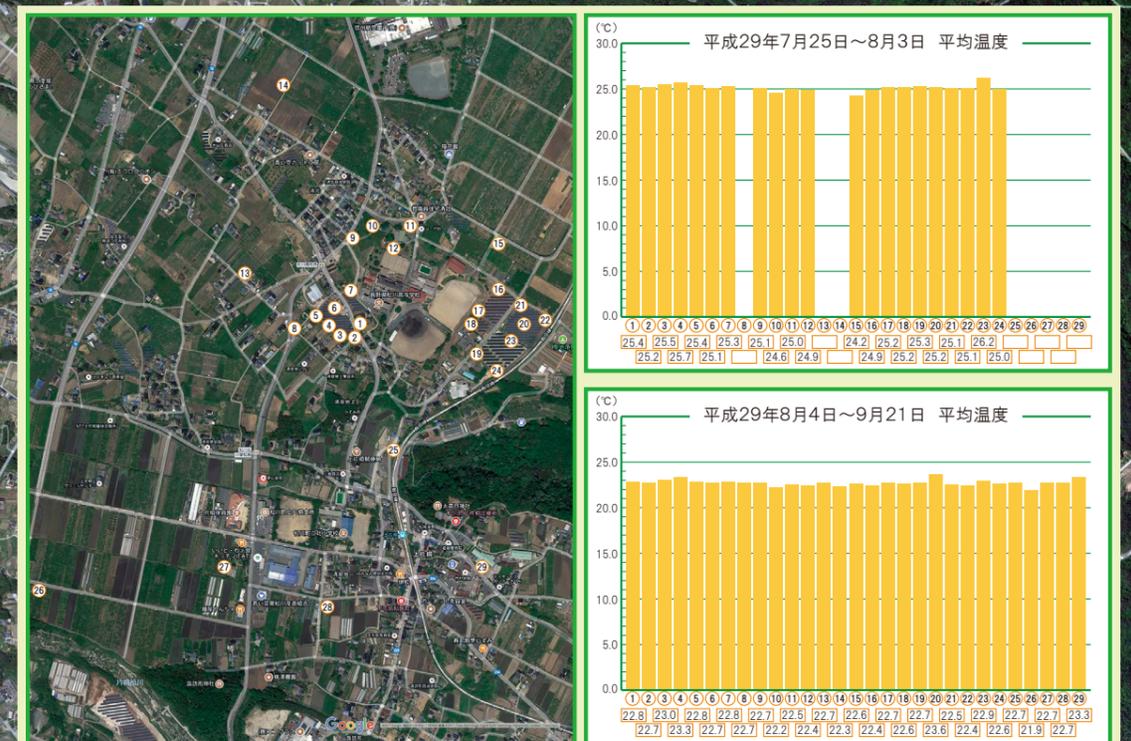
地目	面積 (ha)	発電所 (ha)	割合
田	290	23	7.93%
畑	950		2.42%
宅地	400		5.75%
山林	1,450		1.59%
原野	250		9.20%
計	3,340		0.69%
(その他)	(3,939)		

※各地目面積は役場発表統計資料による

地図は、平成29年5月現在の写真にある地上設置型太陽光発電施設(およそ17ha)を強調したのですが、これが『松川町の緑を守る会』が主張するような「パネルだらけ」でしょうか。この太陽光発電で松川町の総消費電力の20%を発電しています。平成30年中には25%以上をまかなえることでしょう。

現在のおよそ23haの太陽光発電による町税への貢献は、償却資産の固定資産税 3,000万円、所得税・事業税 1,300万円、地方消費税 600万円で、合計4,900万円になると推定していますが、役場からより正確な数字を提供していただけることを期待しています。

## 太陽光発電所と周辺温度の比較



## 遊休農地と太陽光発電所の面積比較



裏面もご覧下さい

